

令和6年度太田市重点支援地方給付金 申請書(請求書)

1. 申請・請求者(世帯主)

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認し、全ての内容に誓約・同意の上、申請してください。

申請日	世帯主 氏名(フリガナ)	生年月日
令和 年 月 日	オオタ イチロウ 太田 一郎	明治・大正・昭和・平成・令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
現住所		電話番号 (日中連絡が可能な番号)
群馬県太田市〇〇町△番地□号		×××-××××-××××

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
〇〇	△△	1普通 2当座	△ △ △ △ △ △ △ △	オオタ ハナコ
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行		通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに印字された口座番号をご記入ください。		1	0	

※ 金融機関による受け取りが出来ない方は、下記にご記入ください。(口座振込による手続きより給付まで時間がかかりますが、ご了承ください。)

支給方法確認	現金書留による支給を希望された場合の郵送先住所
☐ 窓口にて現金支給を希望	※窓口にて現金支給を希望する場合は、後日指定された支給日に窓口にお越しください。
☐ 現金書留にて現金支給を希望	

3. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村において発行される令和6年度住民税均等割が非課税であること証する書類(住民税課税証明書等)を添付して下さい。(該当者全員)
※住民税課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができない場合があります。

	(フリガナ) 氏 名	申請者 との 続柄	性 別	生年月日	現住所と 令和6年1月1日時点 の住所	令和6年度 所得課税状況
1	(申請者)	本人			☒ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ 課税
2	オオタ ジロウ 太田 次郎	息子		明治・大正・昭和 平成・令和 〇 年 〇 月 〇 日	☐ 現住所と同一 ☒ 異なる	☒ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
3				明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
4				明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
5				明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる	☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告

※必ず裏面もご確認ください。

※世帯主に代わって代理人が申請・受給をする場合は、記入してください。

代理人 氏名(フリガナ)	本人が申請・受給をする場合は、記入不要です。	代理人 住所・電話番号
オオタ ハナコ 太田 花子	明治・大正・昭和・平成・令和 年	委任する項目に○をつけてください。
世帯主との関係()		
委任確認		世帯主 氏名
上記の者を代理人と認め、重点支援地方給付金の		署名
申請・請求 / 受給 / 申請・請求および受給		太田 一郎
		を委任します。
代理人誓約欄		
私は、委任者に対し代理人として受け取った重点支援地方給付金を、委任者へ確実に振込又は手渡すことを誓約します。		
令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日 代理人 太田 花子		

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、誓約・同意の上で申請してください。

令和6年度太田市重点支援地方給付金(以下「重点支援給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 重点支援給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- | | |
|---|---|
| ① | ア 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割が非課税の世帯です。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。 |
| ② | 世帯の中に、住民税均等割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。 |
| ③ | すでに太田市において重点支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。
また、ほかの自治体で同内容の給付金の支給を受けた世帯ではありません。 |
| ④ | 重点支援給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。 |
| ⑤ | 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。 |
| ⑥ | 本申請書は市区町村において支給決定をしたのちに、重点支援給付金の請求書として取り扱います。 |
| ⑦ | 重点支援給付金については、市区町村において、給付対象者が単身世帯で申請前に死亡していることを確認できた場合には、申請を却下することに同意します。 |
| ⑧ | 市区町村が本申請を受理した後等、申請内容の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年4月30日(消印有効)までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、重点支援給付金が支給されないことに同意します。 |
| ⑨ | 重点支援給付金の支給後、本申請の入力事項について虚偽であることが判明した場合や重点支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、重点支援給付金を返還します。 |
| ⑩ | 本給付金は審査を必要とするため、給付までに2～3ヶ月程度時間を要することに同意します。 |

提出書類



『令和6年度太田市重点支援地方給付金 申請書(請求書)』【本書】

※必要事項をご記入ください。



『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証等、氏名・現住所・生年月日がわかるものの写し(コピー)をご用意ください。

※代理人による申請・請求、受給の場合は、世帯主本人の本人確認書類の写しに加えて、代理人の本人確認書類の写しが必要です。

※法定代理人の場合は、本人と代理人の関係を証明できる書類(登記事項証明書(の写し)等)が必要です。



『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

《以下は該当する場合のみ添付してください》



令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村において発行される令和6年度住民税均等割が非課税であることを証する書類(住民税課税証明書等)(該当者全員)(コピー)

※令和6年1月2日以降に太田市以外の市区町村から転入した方がいる場合、転入者全員分が必要です。



扶養している方(市外在住者)の令和6年度住民税均等割が非課税であることを証する書類(住民税課税証明書等)(コピー)